平成２６年（フ）第９６号
青森県弘前市大字中野２丁目９番地11
債務者　中野　雅子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１０７号
茨城県稲敷市椎塚123番地34
債務者　岩永　壽一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
茨城県龍ケ崎市2845番地　プレジールＦ202号室
債務者　高野　　茂
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
茨城県稲敷市月出里174番地25
債務者　沖田　和彦
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
茨城県牛久市南１丁目41番地６
債務者　高橋　幸彦
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘５丁目39番地３
債務者　寺坂　茂樹
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
兵庫県伊丹市荻野１丁目111番地
債務者　髙畑　建治
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４４３号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目16番６号グレイスアイリス305号
債務者　井上　千晴
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６４号
兵庫県尼崎市南塚口町４丁目２番20―405号
債務者　音在　良美
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７９号
福岡県嘉麻市漆生2338番地１　サテライトかほ202号
債務者　桑原美由紀
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第８４号
福岡県飯塚市花瀬181番地１　サンシャイン花瀬102号
債務者　坂口　達也
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１２１号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１
債務者　向井　初重
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１２２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲2497番地４
債務者　渡部　則彦
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４２８号
熊本市中央区練兵町85番地７　シャンポール練兵町303、前住所熊本市東区昭和町13番11号
債務者　髙木　知子（旧姓今岡）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４５４号
熊本市東区八反田２丁目16番87号　コーポ栄12号室、前住所熊本市中央区水前寺６丁目41番５―508号
債務者　金子　昭夫
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４２号
千葉県我孫子市つくし野２丁目20番18号201号　サニーハイツつくし野
債務者　日景美恵子（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３５３号
千葉県我孫子市青山48番地の５
債務者　小池　　豊
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部